

令和5年度 豊田市立浄水北小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 目的

「まごころで、高めあおう 浄水の子」のテーマのもと、地域ぐるみで真心をもって子どもを育てることで、いじめのないあたたかい学校づくりを行う。
ここに、そのためのいじめ防止の方針を記す。

(2) いじめについての基本的な認識

- ・いじめは人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。
- ・いじめはどの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

(3) 学校のいじめに対する基本姿勢

- ・児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組む。
- ・教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努める。
- ・学校全体で組織的に対応していく。(組織については後述)
- ・学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であると強く認識する。

(4) 育てたい児童の力や教師の役割

- ・真心をもって、一人一人の児童を大切にすることで、他人への思いやりのある子どもを育てる。
- ・地域学校共働本部を活用し、地域の教育を取り入れ、多くの大人の手で子どもを育てることで、学校にゆとりとあたたかさをもたらす。
- ・児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくる。
- ・児童一人一人が集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組む。
- ・本校の特色であるわくわく(縦割り班)活動や地域の方との交流など、温かい人間関係作りにつながる活動を通して、児童の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

(1) 組織

ア 「いじめ対策委員会」の設置（校内）

いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。

・構成員

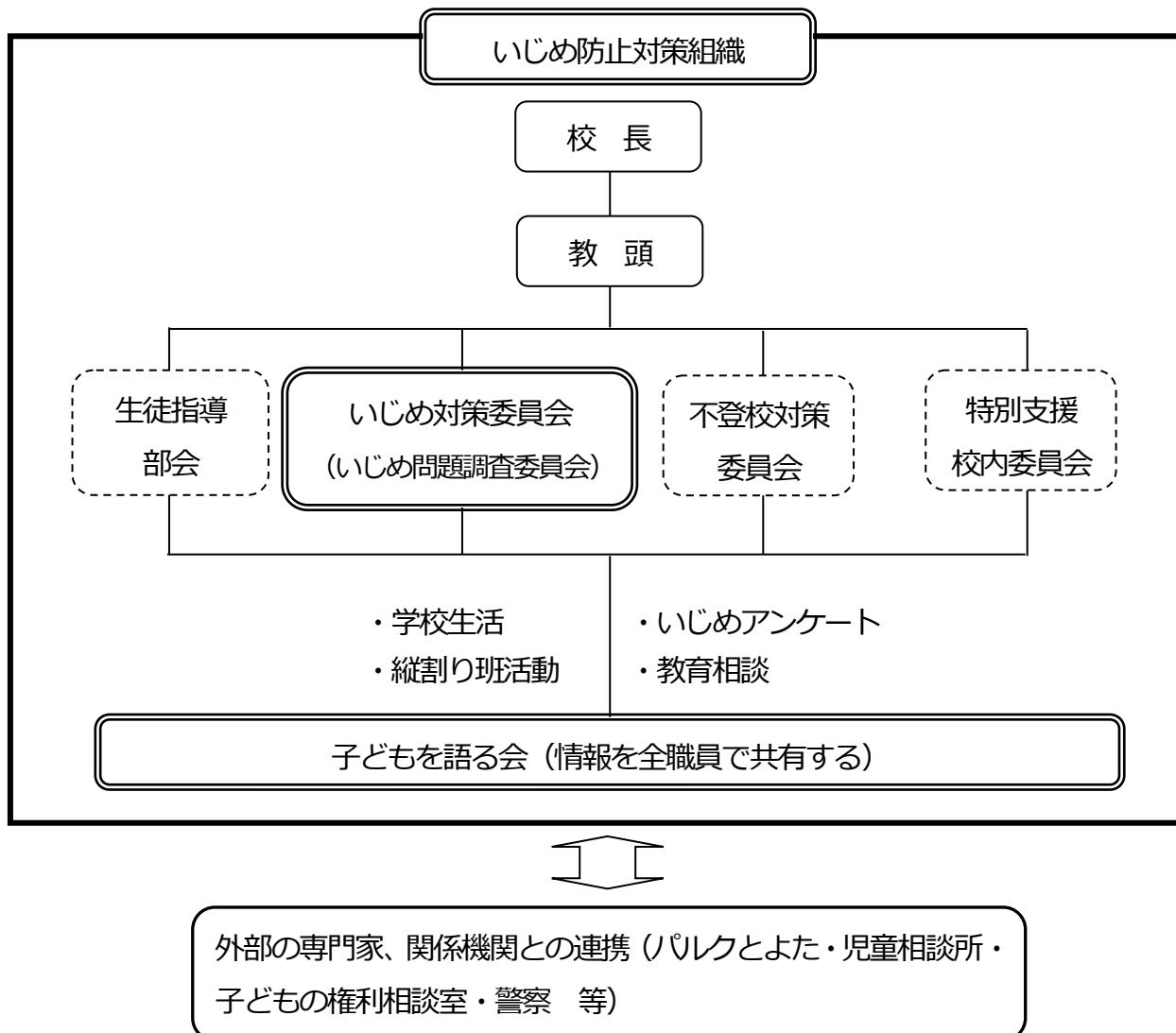
校長、教頭（教育相談コーディネーター）、教務主任、校務主任、教育相談主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成する。必要に応じて、主任児童委員、PTCA代表者等、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える。

イ 「子どもを語る会」の設置

児童が発する変化の兆候や、悩みやいじめの訴え等について、全職員が情報を共有し、共通理解を図り、いじめの早期発見、早期対応に努める。

・構成員 全教職員

<組織図>



(2) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・浄水北小学校運営協議会において、いじめ防止の取組の実施と状況について報告し、地域全体でいじめ防止に取り組む。
- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ報告する。
- ・いじめ解消の判断をする。
- ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パレクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
- ・パレクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

ア 「いじめ対策委員会」

- ・学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- ・緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

イ 「子どもを語る会」

- ・毎週木曜日（月4回程度）に開催し、日常の児童の実態を教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

（1）未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級・学年・学校づくり
- ・児童同士、教師から児童へのトゥルーハート賞を発行し、善行を積極的に認める雰囲気作りに努める。
 - ・わくわく（縦割り班）活動を通し、上級生は下級生を見守り、下級生は上級生を慕う温かい関わりを大切にする。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくり
- ・分かる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業をめざす。
 - ・授業を公開し互いの授業を参観し合うことで、授業改善に努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・学年ごとに「いのちの授業」を行う。保護者にも授業への参加や協力を仰ぎ、家族で「生命」や「生きること」について考える機会をもったいただくことで、命の大切さを深く考えさせる。
- エ デジタル・シティズンシップ教育の推進
- ・児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- オ いじめや偏見、差別をなくす取組の推進
- ・新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ 児童の主体性を生かした取組の充実
- ・児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

（2）早期発見の取組

ア 教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談の定期的な実施

- ・教育相談週間を年に3回（5月、11月、2月）に実施し、1対1で児童の悩みに耳を傾ける。
- ・教育相談週間にあわせて教育相談アンケート（いじめアンケート）を実施し、アンケートの中にいじめに関する項目を入れ、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくり

- ・連絡帳を活用するなど、保護者が相談しやすくする。
- ・担任は休み時間に極力児童の傍にいて、相談しやすい雰囲気を作る。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関の紹介

- ・いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

エ 地域学校共働本部の活用

- ・地域学校共働本部を活用し、開かれた学校づくりをすすめることで、地域や保護者からの情報が入りやすいようにする。

オ 「教職員チェックシート」を実施して学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。

カ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

キ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

ク 保護者向けのいじめアンケートを実施し、家庭での子どもの変化に気づくことができるよう保護者と連携して対応する。

(3) いじめへの対処

ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職へ報告をあげ「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。

エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ ネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3ヵ月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

＜いじめ解決の目安＞

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教師から見て、現在いじめないと判断できる。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、早期解決を図る。

- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策組織」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年2回（7月、12月）、「保護者アンケート」を年1回（11月）実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。
- (3) 浄水北小学校運営協議会において、学校及び地域の取組の検証を行い、次の取組を協議する。

6 その他

- (1) いじめの防止に関する校内研修（OJT研修）を年1回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は5月にホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○児童、保護者へ相談室やSCの活用を周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○学校公開日 ○「学校いじめ基本方針」の説明
5月			○わくわく遊び ○デジタル・シティズンシップ教育の推進	○「教育相談アンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	○「学校いじめ基本方針」をホームページに掲載
6月		○いじめ対策委員会の開催	○わくわく遊び		○学校公開日
7月		○教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証	○ネットモラル指導	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知	○個別懇談会
8月		○中間評価→検証 ○校内研修	○わくわく遊び		
9月		○教職員自己評価	○デジタル・シティズンシップ教育の推進	○ 身体測定	
10月			○わくわく遊び		
11月		○保護者によるアンケートの実施→検証 ○いじめ対策委員会の開催	○わくわく遊び	○「教育相談アンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	○保護者アンケート
12月		○教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証	○人権週間(読み聞かせ) ○赤い羽根募金活動		○個別懇談会 ○まごころ発表会
1月		○学校自己評価		○身体測定	○あいさつ運動
2月		○学校自己評価の結果を検証 ○いじめ対策委員会の開催	○いのちの授業	○「教育相談アンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	○学校公開日
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会	□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査	
通年		○校内のいじめに関する情報の共有(子どもを語る会) ○対応策の検討 ○伝達講習を定期的に開催(OJT)	○トゥルーハート賞の発行 ○読み聞かせ ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○デジタル・シティズンシップ教育の推進(小1～2:年間2時間以上、小3～中3:年間3時間以上実施) ○SOSの出し方に関する教育の実施 ○命を大切にする授業の充実 ○OSCによる校内研修 ○権利学習プログラム	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○子どもを語る会	○PTCA、地域共働本部活動 ○あいさつ活動

*いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。